



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

上場会社名 株式会社 熊 谷 組
代表者名 取締役社長 大 田 弘
コード番号 1 8 6 1
上場取引所 東証第 1 部

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日平成 21 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 26 日開催予定の第 72 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 顧客からの要請による技術者等の派遣を行うため、事業目的に労働者派遣事業を追加し、これに伴う号数の整理を行うものであります。(現行定款第 2 条)
- (2) 平成 21 年 5 月 15 日付で第 1 回第 1 種優先株式の自己株式を消却したことに伴い、発行した第 1 回第 1 種優先株式全ての消却が完了いたしましたので、第 1 回第 1 種優先株式に関する規定を削除するものであります。なお、発行可能株式総数に関する規定については、第 1 回第 1 種優先株式に加え、第 2 回第 1 種優先株式の消却済株式数も発行可能種類株式総数より減じたうえで、発行可能株式総数を減じるのものであります。(現行定款第 6 条、第 13 条の 2 第 1 項、附則第 1 条第 1 項、附則第 2 条第 1 項、附則第 3 条第 1 項、附則第 4 条第 1 項)
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条第 1 項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定及び株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第 7 条、第 9 条第 2 項、第 13 条第 3 項)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から 1 年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
 - ② 決済合理化法附則第 2 条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和 59 年法律第 30 号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第 10 条、第 13 条第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項)
- (4) その他、上記変更に伴う条数及び項数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)
定款の効力発生予定日 平成 21 年 6 月 26 日(金曜日)

以 上

<本件に関するお問合せ先>

株式会社 熊 谷 組

広 報 室 03-3235-8155

主 計 部 03-3235-8606

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～10. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>11. 前各号に附帯または関連する業務</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>7億7千4百万株</u>とし、当社の普通株式、<u>第1回第1種優先株式</u>および第2回第1種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ7億1千4百万株、<u>1千6百8拾万株</u>および<u>4千3百2拾万株</u>とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p><u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ～4. (条文省略)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これ</p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～10. (現行どおり)</p> <p><u>11. 労働者派遣事業</u></p> <p><u>12. 前各号に附帯または関連する業務</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>7億5千3百2拾万株</u>とし、当社の普通株式および第2回第1種優先株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ7億1千4百万株および<u>3千9百2拾万株</u>とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. ～4. (現行どおり)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>を株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第13条の2 当会社は、第41条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）もしくは普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ、次の算式に従い算出される額の金銭による剰余金（以下「優先配当金」という。）を配当する。</p> <p>第1回第1種優先株式および第2回第1種優先株式</p> $\text{優先配当金} = \text{払込金額 (500円)} \times (\text{日本円 TIBOR (6ヶ月物)} + 1.5\%)$ <p>優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、計算の結果、優先配当金の額が金50円を超える場合は50円とする。</p> <p>「日本円 TIBOR (6ヶ月物)」は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値とする。また、当該日において午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートが公表されない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円 LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR (6ヶ月物)に代えて用いるものとする。日本円 TIBOR (6ヶ月物) またはこれに代えて用いる</p>	<p>(優先配当金)</p> <p>第12条の2 当会社は、第40条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）もしくは普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ、次の算式に従い算出される額の金銭による剰余金（以下「優先配当金」という。）を配当する。</p> <p>第2回第1種優先株式</p> $\text{優先配当金} = \text{払込金額 (500円)} \times (\text{日本円 TIBOR (6ヶ月物)} + 1.5\%)$ <p>優先配当金は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。ただし、計算の結果、優先配当金の額が金50円を超える場合は50円とする。</p> <p>「日本円 TIBOR (6ヶ月物)」は、各事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）の、午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートとして全国銀行協会によって公表される数値とする。また、当該日において午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レートが公表されない場合は、同日（当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日）ロンドン時間午前11時にスクリーン・ページに表示されるユーロ円6ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート（ユーロ円 LIBOR 6ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを日本円 TIBOR (6ヶ月物)に代えて用いるものとする。日本円 TIBOR (6ヶ月物) またはこれに代えて用いる</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>数値は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。また、優先配当金は、対象となる事業年度が1年に満たないときは当該事業年度の初日から最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割計算した額とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>数値は、%位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。また、優先配当金は、対象となる事業年度が1年に満たないときは当該事業年度の初日から最終日までの日数（初日および最終日を含む。）で日割計算した額とする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第13条の3～第13条の8 (条文省略)</p>	<p>第12条の3～第12条の8 (現行どおり)</p>
<p>第14条～第20条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第19条 (現行どおり)</p>
<p>(種類株主総会)</p> <p>第21条 第16条、第17条、第18条および第19条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第20条 第15条、第16条、第17条および第18条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</p>
<p>第22条～第42条 (条文省略)</p>	<p>第21条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(取得を請求することができる期間)</p> <p>第1条 <u>第1回第1種優先株主については、平成18年10月1日以降平成33年9月30日までとする。</u></p>	<p>(取得を請求することができる期間)</p> <p>(削 除)</p>
<p>2. 第2回第1種優先株主については、平成20年10月1日以降平成35年9月30日までとする。</p>	<p>第1条 第2回第1種優先株主については、平成20年10月1日以降平成35年9月30日までとする。</p>
<p>(取得と引換えに交付する普通株式の算定方法)</p>	<p>(取得と引換えに交付する普通株式の算定方法)</p>
<p>第2条 <u>第1回第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の算定方法は以下のとおりとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(1) <u>第1回第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式数は、次のとおりとする。</u></p>	
<p>取得と引換えに交付する普通株式数 = $\frac{\text{第1回第1種優先株主が取得請求のために提出した第1回第1種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得価額}}$</p>	
<p>取得と引換えに交付する普通株式数の</p>	

現 行 定 款

変 更 案

算出にあたって、1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、現金精算は行わない。

(削 除)

(2) 当初取得価額

当初取得価額は、200円とする。

(3) 取得価額の修正

取得価額は、平成19年10月1日以降平成32年10月1日までの間、毎年10月1日(以下「取得価額修正日」という。)における時価に修正されるものとする。当該時価が100円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。また、当該時価が400円(以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。ただし、取得価額が取得価額修正日までに下記(4)により調整された場合には、下限取得価額および上限取得価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、各取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

(4) 取得価額の調整

① 第1回第1種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整するものとする。調整後取得価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

i) 取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>調整後取得価額は、払込の翌日以降、または募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降、もしくは普通株主に基準日を定めずに普通株式の無償割当てをする場合はその効力発生日以降、これを適用する。</u></p> <p>ii) <u>株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合</u></p> <p><u>調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合で、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割または無償割当てのための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該資本金の額の増加の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。</u></p> <p>iii) <u>株式の併合により普通株式数を変更する場合</u></p> <p><u>調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。取得価額調整式で使用する新規発行普通株式数は、減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用するものとする。</u></p> <p>iv) <u>取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに取得される証券もしくは取得させることができる証券、または取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合</u></p> <p><u>調整後取得価額は、その払込がなされた日に、または募集のため</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>の基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が取得されまたは全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その払込がなされた日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降またはその募集のための基準日の翌日以降これを適用する。ただし、取得価額または新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその払込がなされた日または募集のための基準日において確定しない場合、調整後取得価額は、取得価額または新株予約権の行使価額が決定される日に、発行される証券の全額または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。</u></p> <p>② <u>上記 i) 乃至 iv) に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少または会社の分割等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。</u></p> <p>③ <u>取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とする。</u></p> <p>④ <u>取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日における既発行普通株式数とする。</u></p> <p>⑤ <u>取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日（ただし、上記 ii) ただし書きの場合には基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げ</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>る。なお、上記45取引日の間に、上記 i) 乃至 iv) で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、取得価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。</p> <p>⑥ 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を引いた額を使用する。</p> <p>2. 第2回第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の算定方法は以下のとおりとする。 (1)～(4)（条文省略）</p> <p>（下限取得価額） 第3条 第1回第1種優先株式の下限取得価額は、附則第2条第1項(3)において定義される下限取得価額とする。</p> <p>2. 第2回第1種優先株式の下限取得価額は、附則第2条第2項(3)において定義される下限取得価額とする。</p> <p>（上限取得価額） 第4条 第1回第1種優先株式の上限取得価額は、附則第2条第1項(3)において定義される上限取得価額とする。</p> <p>2. 第2回第1種優先株式の上限取得価額は、附則第2条第2項(3)において定義される上限取得価額とする。</p> <p>（新 設）</p>	<p>（削 除）</p> <p>第2条 第2回第1種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の算定方法は以下のとおりとする。 (1)～(4)（現行どおり）</p> <p>（下限取得価額） （削 除）</p> <p>第3条 第2回第1種優先株式の下限取得価額は、附則第2条(3)において定義される下限取得価額とする。</p> <p>（上限取得価額） （削 除）</p> <p>第4条 第2回第1種優先株式の上限取得価額は、附則第2条(3)において定義される上限取得価額とする。</p> <p>（株券喪失登録簿） 第5条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>2. 本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって本条を削るものとする。</p>